

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 志太榛原地域の減災に係る取組方針

令和元年 5 月 23 日

志太榛原地域大規模氾濫減災協議会

島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町、静岡県 危機管理部・
中部地域局・健康福祉部福祉長寿局・交通基盤部河川砂防局・島田土木事務所、
気象庁 静岡地方气象台、国土交通省 中部地方整備局 静岡河川事務所・
長島ダム管理所

目次

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
2. 本協議会の構成委員・・・・・・・・・・ P 2
3. 志太榛原地域の概要と主な課題・・・・・・・・ P 3
4. 現状の取組状況と課題・・・・・・・・・・ P 5
5. 減災のための目標・・・・・・・・・・ P 14
6. 概ね5年間で実施する取組・・・・・・・・ P 15
7. フォローアップ・・・・・・・・・・ P 21

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により国が直轄管理する利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。これらに住民の避難の遅れも加わり、近年では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念されている。

こうした背景から、平成 27 年 12 月 10 日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に答申された「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」において「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、水防災意識社会を再構築する必要がある」とされたことを踏まえ、国土交通省は新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」を発表した。

このような中、平成 28 年 8 月以降に相次いで発生した台風による豪雨災害では、県が管理する中小河川においても甚大な被害が発生し、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組をさらに加速させ、全ての地域において取組を推進していくことが必要との考えから、平成 28 年 10 月 7 日付国土交通省水管理・国土保全局長通知により、県の管理河川についても、「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組を拡大するよう要請があった。

島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町を対象区域とする志太榛原地域においても、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する」との共通認識のもと、それぞれの河川管理者と各市町などの関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、意識改革と災害リスクに応じたハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するため、平成 28 年 4 月 12 日に大井川を対象とする「大井川大規模氾濫に関する減災対策協議会」を設立した。また、平成 29 年 2 月 13 日に静岡県管理河川を対象とする「志太榛原地域豪雨災害減災協議会」を設立した。

本協議会は、この二つの協議会を統合し、本地域が一体となって、減災のための取組を推進するためのものである。このためには目標を共有し、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策を確保すべく、令和 3 年度(2021 年)までに各構成機関が計画的・一体的に取り組む事項を「志太榛原地域の減災に係る取組方針」(以下、「取組方針」という。)として今般再編したものである。

今後、本協議会の構成機関は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行うこととする。

また、河川により特性を踏まえた取組が必要な場合には、必要に応じて取組方針を見直すこととする。

なお、本取組方針は、本協議会規約第 6 条に基づき改定したものである。

2. 本協議会の構成委員

本協議会の構成委員とそれぞれの構成委員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

構成機関	構成委員
島田市	市長
焼津市	市長
藤枝市	市長
牧之原市	市長
吉田町	町長
川根本町	町長
静岡県 危機管理部	参事（防災対策担当）
静岡県 中部地域局	中部危機管理監
静岡県 健康福祉部 福祉長寿局	局長
静岡県 交通基盤部 河川砂防局	局長
静岡県 島田土木事務所	所長
気象庁 静岡地方气象台	台長
国土交通省 中部地方整備局 静岡河川事務所	所長
国土交通省 中部地方整備局 長島ダム管理所	管理所長

3. 志太榛原地域の概要と主な課題

(1) 地形・社会経済等の状況

志太榛原地域は、静岡県の中西部に位置し、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町の計 4 市 2 町で構成され、北部は長野県、西部は浜松市、森町、掛川市、菊川市、御前崎市、東部は静岡市、南部は駿河湾に面しており、その面積は約 1,210km² で県の約 16%、人口は約 46 万人で県の約 13% を占めている。

地域における管理河川は、国内有数の急流河川である大井川など一級河川が 2 水系 33 河川、瀬戸川、朝比奈川など二級河川が 12 水系 38 河川、計 14 水系 71 河川である。

南アルプスを含む北部山地部は急峻な地形が連なる自然に恵まれたブロックであり、産業としてはお茶、椎茸、木材等を主産物とする農林業と温泉や蒸気機関車を活用した観光業が中心である。

一方、駿河湾に面する南部は海岸堤防や河川堤防に囲まれた低平地部が広がっており、その中間部は、大井川などにより運ばれた土砂の堆積により形成された扇状地である。幹線道路の整備や県庁所在地である静岡市のベッドタウンとしての宅地開発などにより市街化が進み、大手企業や大型店舗の進出など商工業を中心に発展してきたブロックであり、お茶、レタス、みかんなどの農業も盛んである。

地域全体としては、新東名高速道路の開通、富士山静岡空港の開港等に加えて、これらに伴うアクセス道路の整備等が進んでおり、今後も、関連プロジェクトの推進等により発展が予想される地域である。

(2) 過去の被害状況と河川改修の状況

大井川は「箱根八里は馬でも越すが、越すに越されぬ大井川」とうたわれる、かつての東海道の要所であり、その東側を流れる瀬戸川などとともに広大な扇状地を形成し、古来より地域の社会経済の発展に大きな役割を果たしてきた。

大井川の治水事業は歴史的にも困難を極め、流域住民にとって大きな脅威であったが、明治以降に実施された積極的な治水事業により安全度は向上したものの、中流域の人家が集中している区間においては浸水被害が度々発生しており、近年では、平成 23 年 9 月の台風第 12 号により床上浸水が発生している。

瀬戸川についても、下流域に多くの築堤区間を抱えていることから幾度となく洪水の被害を受けており、近年では昭和 57 年 9 月の台風第 18 号による豪雨で堤防が破堤し、焼津駅周辺を含め甚大な被害が発生した。

これらの甚大な被害に対しては、災害復旧事業費に改良費を加えた一定災（改良復旧事業）等を活用した改修を進めるとともに、現在も、河川整備計画等の法定計画に基づき河道拡幅や護岸整備を実施している。

(3) 豪雨災害時の特性や課題

志太榛原地域の豪雨災害時の主な特性や課題は、以下のとおりである。

- 山地部では、急流区間が多いことから河岸侵食や洗掘などに備えるとともに、災害時には孤立集落等への対応が必要になることが想定される。
- 一方、低平地部では、地理的地形的な要因から内水氾濫が発生しやすく、海岸堤防や河川堤防に囲まれた地域では、その排水に長期間を要する可能性が高いことから、内水排除について平時からの備えが必要である。
- 山地部と低平地部に挟まれた扇状地・市街地部では、築堤区間を多く抱えていることから、拡散型の氾濫に備えた減災対策が必要である。
- 頻発する水害を念頭に、今後、発生が想定される豪雨災害に対して住民の意識向上を図る必要があるため、順次、想定最大規模の洪水浸水想定区域図等を公表し、基礎自治体においては洪水浸水想定区域図に基づく洪水ハザードマップ等の周知を推進する必要がある。
- 本地域では、洪水予報河川又は水位周知河川に指定されていない河川の沿川に自治体の庁舎等の災害拠点が存在するなど水害リスクの高い河川が存在することから、これらの関係自治体の水害時の避難勧告等の判断を支援するため、水位周知河川の指定の拡大等の検討が必要である。
- また、人口・資産の集中する扇状地・市街地部に要配慮者利用施設の多くが存在していることから、氾濫発生時に確実な避難行動が図られる体制を構築しておく必要がある。
- 大井川下流域には工場や住宅地、東海道新幹線や東名高速道路・国道1号などを抱えるため、堤防が決壊した場合、甚大な被害の発生を軽減する迅速な水防活動や排水活動が必要である。
- 大井川では過去100年以上、大規模な浸水被害を伴う水害が発生しておらず、大規模水害に対する住民の意識向上を図る必要がある。
- 水防組織を維持するために、水防団等への入団促進と水防技術の継承及び水防活動の効率化を図る必要がある。
- 大井川上流には直轄の長島ダムがあり、下流河川の氾濫時又はそのおそれがある場合の効果的なダム運用を検討する必要がある。

4. 現状の取組状況と課題

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨において、多数の孤立者が発生する要因の一つとなった堤防の決壊や、避難勧告等の発令の遅れ、住民の自主的避難が十分ではなかったことは、これまでの水害対策に課題があることを浮き彫りにした。

また、平成 30 年 7 月豪雨において浸水害による最大の犠牲者が発生した倉敷市真備地区では、事前にハザードマップが配布されており、実際の被害もハザードマップに近いものであったにも関わらず、多くの犠牲者が出てしまった要因の一つとしてハザードマップの認知度の低さが指摘されている。

本協議会では、この水害を教訓として、各構成機関における洪水時の情報伝達や水防に関する事項等について現状及び課題を抽出し、令和 3 年度(2021 年)までに達成すべき目標を掲げて、各構成機関が連携して取り組んでいく内容を以下のとおり取りまとめた。

各構成員が現在実施している主な減災に係る取組と課題は、大井川大規模氾濫に関する減災対策協議会で平成 28 年 6 月 6 日に策定した「大井川の減災に係る取組方針」及び志太榛原地域豪雨災害減災協議会で平成 30 年 1 月 26 日に策定した「志太榛原地域の減災に係る取組方針」の策定時の内容となっており、以下のとおりである。

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状(○)と課題(●)	課題記号
想定される浸水リスクの周知	○大井川において、洪水浸水想定区域図及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を静岡河川事務所ホームページ等で公表している。	—
	○県では、洪水浸水想定区域図を策定し、県のホームページ等で公表している。	
	○各市町では、洪水浸水想定区域図に基づく洪水ハザードマップを作成し、各戸配布やホームページ等で周知している。	
	●洪水浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されるよう更なる啓発が必要である。	a
	●洪水ハザードマップがあまり活用されていない。	b
	●水防法に基づき、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域への見直しや洪水ハザードマップの改良が必要である。	c

	●防災情報の持つ意味や防災情報を入手した際の対応について、更なる理解の促進が必要である。	d
	●計画規模を超える大規模氾濫による避難者数の増加、避難場所や避難経路が浸水する場合に備えた避難計画等の再検討が必要である。	e
	●中小河川においても浸水実績等に基づく浸水リスク等の共有が必要である。	f
増水時における河川水位等の情報提供等の内容について	○河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」（静岡河川事務所・静岡地方気象台共同発表）を自治体向けに通知するとともに、直轄管理区間に決壊、越水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、静岡河川事務所長または長島ダム管理所長及び静岡気象台長から首長に対して情報伝達（ホットライン）を行っている。	—
	○県と市町の幹部職員間で緊急連絡体制（ホットライン）を構築している。	
	○避難や水防活動に役立つ雨量、河川水位、気象情報等のリアルタイム情報をホームページで提供している。	
	○誰もが簡単に情報入手できるよう地上デジタルデータ放送等を活用した情報提供が実施されている。	
	●インターネット等による防災情報の入手先を分かり易くし、住民自らが情報入手できる環境整備が必要である。	g
	●提供される情報の持つ意味や内容が理解されるよう更なる啓発が必要である。	h
●水位計や監視カメラが設置されていない河川においても避難の判断に資する情報の提供が必要である。	i	
●洪水時の確実な情報伝達体制を確保するため、ホットライン体制の構築が必要である。	j	
●ホットラインの実効性を確保するため、定期的な訓練等の実施が必要である。	k	

避難勧告等の発令について	<p>○洪水予報河川・水位周知河川では、河川水位や雨量等の情報に基づいた避難勧告等の基準が設定されており、市町毎に避難勧告等の発令を行っている。</p> <p>○その他の中小河川では、河川水位等の情報が不足しているため避難勧告等の発令基準が設定されていない市町もある。</p>	—
	●避難判断等の基準となる水位に達する前でも、避難しなければいけない状況（河岸侵食や洗掘により決壊が予想される場合等）になるケースがあり得るが、検討されていない。	l
	●避難勧告等の基準となる水位や堤防の監視情報は、データの欠測、連絡の遅れがないように、確実な情報伝達が必要である。	m
	●深夜、早朝の避難が予想される際に、早めの避難準備情報の発令などが必要となるが、その見極めが難しい。	n
	●避難勧告等発令の判断やタイミングが難しいため、市町長の意思決定を後押しする河川管理者の支援が必要である。	o
	●中小河川についても避難勧告等の判断基準に活用可能な水位情報等が入手できるよう措置を講ずる必要がある。	p
	●内閣府の新ガイドライン（避難勧告等に関するガイドライン：平成29年1月）に基づき、市町の避難勧告等の判断基準の見直しに向けた支援が必要である。	q
	●避難勧告発令のタイミングに市町差があり一定の基準が必要である。	r
避難場所・避難経路について	<p>○避難場所として公共施設等を指定し、水害ハザードマップやホームページ等で周知している。</p> <p>○計画規模に基づく洪水ハザードマップや防災ガイドブック等で避難場所や避難経路について周知を行っている。</p> <p>○県は、市町に対し指定緊急避難場所の指定に係る助言を行っている。</p>	—

	●堤防が決壊した場合等の想定される浸水域、浸水深等の避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、地域住民に十分認知されていない。	s
	●想定最大規模降雨が発生した場合も考慮した避難場所、避難経路が設定されていない。	t
	●安全な避難場所への避難が原則であるが、夜間や浸水深によっては、屋内の安全な場所への垂直避難も有効であるなどの周知がなされていない。	u
住民等への 情報伝達の 方法について	○雨量・水位等の情報をホームページなどにより伝達している。 ○避難情報を同報無線、防災ラジオ、緊急速報メールなどにより伝達している。 ○河川のリアルタイム状況が分かるライブカメラが、地域には53箇所設置されている。 ○各市町では、防災行政無線や防災メールにより防災情報の提供や配信を行っている。	—
	●災害情報について、情報の種類、情報の入手方法等が地域住民に十分認知されていない。	v
	●多くの防災情報が発信されているが、説明の文言等がわかりにくい。	w
	●避難情報を伝達する際に、慌ただしい中で情報を正確かつ迅速に伝えることが出来ていない場合がある。	x
	●避難勧告等が発令されても避難行動を起こさない住民への対応として、わかりやすい防災情報の提供が出来ていない。	y
	○避難誘導は、自主防災組織や消防団が主に担っている。 ○自主防災会、水防団（消防団）等と連携して避難誘導体制の構築を進めている。	—
	●自主防災組織や消防団の高齢化が進んでおり、今後の人材確保が懸念される。	z
	●自主防災組織と自治体職員、消防職員、消防団員等が連携した迅速な避難誘導のための準備や訓練がなされていない。	aa

<p>平時からの 住民等への 啓発、防災教 育・訓練</p>	<p>○県では、防災リーダー養成のための「静岡県ふじのくに防 災士養成講座」や学校・企業等を対象に防災情報の持つ意 味や内容の習熟を図るための出前講座等を実施している。 ○地域防災リーダーや防災指導員の養成により地域防災力 の向上に努めている市がある。 ○水防（防災）訓練や出前講座等を実施している市町がある。</p>	—
	<p>●地域における防災意識向上に向けた継続的な取組を実施 し、世代間における継承や災害に強い文化を形成していく 必要がある。</p>	ab
<p>要配慮者利 用施設の避 難確保計画 の作成支援</p>	<p>○要配慮者利用施設の管理者等向けに、避難確保計画作成の ための説明会を実施している。</p>	—
	<p>●要配慮者利用施設の避難確保計画の作成促進に向け、各市 町内部の実施体制の構築が必要である。</p>	ac
	<p>●要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の 実施率向上のための更なる行政支援が必要である。</p>	ad

② 水防に関する事項

項目	現状（○）と課題（●）	課題記号
河川水位等に 係る情報の 提供につ いて	○静岡河川事務所および県では、水防警報指定河川において水防警報を発表し伝達している。 ○避難や水防活動に役立つ雨量、河川水位、気象情報等のリアルタイム情報をホームページで提供している。	—
	●各機関から多くの情報が発信されているが、提供する情報が専門的であり、住民に理解されていない。また、情報内容を理解頂くための啓発活動が不十分である。	ae
	●情報伝達された各行政機関がより迅速に対応できるよう連携体制の共有が必要である。	af
河川の巡視	○毎年、出水期前に、重要水防箇所等を中心に河川巡視及び堤防点検等を実施し、水防活動に伴う危険な箇所の情報共有を図っている。	—
	●大規模氾濫時の円滑な水防活動の実施に備え、河川管理者等と水防団等の連携体制の強化が必要である。	ag
水防活動の 実施体制に ついて	○河川巡視等の水防活動は消防団等が担っている。 ○水防活動を想定した重要水防箇所等の点検を実施している。 ○各市町では、水防訓練等を実施することにより水防技術の維持継承を図っている。	—
	●高齢化が進んでおり、水防組織を維持し、河川巡視や水防活動を迅速かつ安全に行うために、消防団等への入団促進、消防団等に対する水防技術、安全対策に関する教育及び水防活動の効率化を図る必要がある。	ah
	●重要水防箇所や水防資機材等の状況を第一線で活動する水防団等とも共有する必要がある。	ai

水防資機材の整備状況について	○土のう袋やロープ、ブルーシート等の水防資機材を水防倉庫などに用意している。 ○県と各市町では、水防倉庫に備蓄している水防資機材の確認を行っている。	—
	●複数箇所同時又は大規模な水防対応が必要となった場合に資機材の不足が懸念される。	aj
自治体庁舎等の水害時における対応について	○計画規模降雨を対象とした浸水想定区域では、市役所等の庁舎への浸水は想定されていない。	—
	●想定最大規模降雨を対象とした氾濫が発生した場合、想定浸水深等について確認されていない。	ak

③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項 目	現状（○）と課題（●）	課題記号
排水施設、排水資機材の操作・運用	<p>○出水時の樋門等の操作は、操作規則を定めて開閉等を実施している。</p> <p>○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制を確保し、常時、災害発生に対応した出動体制を確保している。</p> <p>○河川パトロール等を活用し、樋門・樋管等を含めた各種排水施設の点検等を実施している。</p> <p>○各市町では、排水ポンプ等の排水資機材の点検等や操作訓練を実施している。</p> <p>○排水ポンプ車を所有する構成機関では、排水ポンプ車を活用した訓練を実施している。</p> <p>●排水ポンプ車を配置するための排水計画（案）を過年度に作成したが、最近の浸水状況や現在の浸水想定区域の反映など、見直しがされていない。</p> <p>●大規模な浸水が予想される地区において、迅速な排水活動を行うために実働訓練がなされていない。</p> <p>●許可工作物の管理者に対する適切な維持管理と洪水時の操作等の指導を強化する必要がある。</p> <p>●氾濫水の迅速な排水のため、地域が有する排水資機材の把握と活用についての検討が必要である。</p>	<p>—</p> <p>al</p> <p>am</p> <p>an</p> <p>ao</p>
ダム等の危機管理型の運用について	<p>○洪水調節容量を最大限活用するため、異常洪水時、防災操作時において、洪水時最高水位（サーチャージ水位）を超過するダム操作規則の変更を進めている。</p> <p>○長島ダムでは、異常洪水時・防災操作時において、洪水時最高水位（サーチャージ水位）を超過する場合のダム操作規則を変更した。</p> <p>○関係機関と連携した総合的治水対策協議会を設置し流出抑制に向けた取組を実施している地区がある。</p> <p>●既存ダムの機能を最大限活用する洪水調節方法の更なる検討（操作規則の変更）とそれに伴う関係機関との連絡体制等の調整が必要である。</p> <p>●流出抑制に向けた取組の継続と関係機関との更なる連携が必要である。</p>	<p>—</p> <p>ap</p> <p>aq</p>

④ 河川管理施設の整備に関する事項

項 目	現状（○）と課題（●）	課題記号
堤防等河川管理施設の現状の整備状況	<p>○計画に対して堤防断面や河道断面が不足している区間の整備を実施している。</p> <p>○全川にわたって、河岸侵食や洗掘等の被災が発生している。</p> <p>○河川整備計画や豪雨対策アクションプラン等に基づく河川整備と災害時には既存施設の早期復旧を実施している。</p>	—
	●流水を安全に流すためのハード対策、危機管理型ハード対策を早急に計画的に進める必要がある。	ar
	●決壊時の被害を最小限に抑えるため水防活動・緊急復旧活動を行う河川防災拠点等が必要である。	as
	●土砂の堆積による河床上昇や砂州の樹林化による流下能力の低下、減水時の偏流による堤防や高水敷の河岸侵食に対する対策が必要である。	at
	●近年、激化する気象状況に対応した流域の治水安全度の向上と既存施設の機能の維持が必要である。	au

5. 減災のための目標

志太榛原地域の豪雨災害に対し、地形・社会特性を踏まえ、各機関が連携して令和3年度(2021年)までに達成すべき減災のための目標は以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

1 住民の防災意識の向上

防災教育等を通じて、地域住民の防災意識向上を実現すること

2 逃げ遅れによる被害をなくすこと

水害リスク情報等を共有することにより、要配慮者利用施設等を含めて命を守るための確実な避難を実現すること

3 氾濫発生後の社会機能を早期回復すること

水害による社会経済被害を軽減し、氾濫が発生した場合でも早期に社会経済活動を再開できる状態に回復すること

【目標達成に向けた主な取組】

上記目標達成に向け、洪水を河川内で安全に流すハード対策に加え、志太榛原地域において、以下の項目を3本柱とした取組を実施する。

- ①地域住民の迅速な避難と被害の最小化に向けた防災意識の向上のための取組
- ②地域住民の逃げ遅れゼロに向けた迅速、確実な避難のための取組
- ③洪水氾濫による被害軽減のための迅速な水防活動・排水活動等の取組

【取組の方向性】

本協議会では、以下の事項に基づく取組を行うものとする。

- ①地域住民の迅速な避難と被害の最小化に向けた防災意識の向上のための取組
 - ・ 平常時からの住民等への周知・教育・訓練
- ②地域住民の逃げ遅れゼロに向けた迅速、確実な避難のための取組
 - ・ 情報伝達の強化、避難計画等の策定
 - ・ 避難行動を促す活動
- ③洪水氾濫による被害軽減のための迅速な水防活動・排水活動等の取組
 - ・ 水防活動の効率化及び水防体制の強化
 - ・ 排水計画(案)の見直し及び排水訓練の実施
 - ・ 流域の市町と河川管理者が一体となった総合的な治水対策の推進
 - ・ 河川における機能の確保
 - ・ ダム等の危機管理型の運用方法の高度化の実施

6. 概ね5年間で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な内容は、次のとおりである。

1) ハード対策の主な取組

各構成機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

※主な取組項目に記載する（英字）は、「4. 現状の取組状況と課題」に記載した課題との関連を示す。また、以降、静岡河川事務所（略して、静河）、静岡地方気象台（略して気象台）、長島ダム管理所（略して長島）、静岡県（略して県）とする。

事項			
具体的取組	課題	目標時期	主な取組機関
■土砂を含む流れの速い洪水を河川内で安全に流す対策			
①浸透対策（堤防の質的強化） ②流下能力対策（堤防整備、河道掘削） ③河岸低水侵食・洗掘対策（低水護岸整備）	ar	引き続き実施	静河
④河川内の堆積土砂撤去や樹木伐採等による流下能力の保全	au	引き続き実施	県・市町
■危機管理型ハード対策			
①背後に市街地を有する築堤河川等における天端補強等	ar, au	引き続き実施	静河・県
■被害軽減のための迅速かつ的確な避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備			
①「避難行動や水防活動の基準となる雨量・水位等の観測データ」「洪水時の状況」の把握及び情報を伝達するための基盤整備	m	引き続き実施	静河
②堤防監視の効率化及び水防団等の巡視支援の取組として、簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置	j, i, p, ag, ai	引き続き実施	静河・県・市町
③迅速な水防活動を支援する新技術を活用した水防資機材の配備検討及び訓練	ah	引き続き実施	静河・市町

④決壊等が発生した場合、被害を最小限に抑えるため、迅速に水防活動及び緊急復旧活動を行う拠点として河川防災拠点等の整備	as	引き続き実施	静河
⑤大井川の健全な流砂系を保つための「大井川総合土砂管理計画」の検討	at	引き続き実施	静河
■流域の市町と河川管理者が一体となった総合的な治水対策の推進			
①河川整備計画等に基づく治水対策の着実な実施	au	引き続き実施	県・市町
②ため池や水田等流域の貯留機能の保全、確保等の流出抑制対策の推進	aq, au	引き続き実施	県・市町

2) ソフト対策の主な取組

各構成機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

① 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組

■平時から住民等への周知・教育・訓練			
①想定最大規模降雨を対象とした洪水浸水想定区域図の策定・公表	a, c, h, s, t, u, v, ak	引き続き実施	静河・県
②想定最大規模降雨を対象とした氾濫シミュレーションの作成・公表	a, h, s, t, u, v, ak	実施済み	静河
③想定最大規模降雨を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの作成・周知	a, b, c, e, h, s, t, u, v, w, ak	引き続き実施	市町
④地域住民(自主防災組織を含む)及び小中高等学校への水災害教育の実施	a, b, d, g, h, s, t, u, v, w, z, aa, ab, ae, ah	引き続き実施	静河・長島 気象台・県・市町
⑤「水防災意識社会」再構築に役立つ啓発資料の作成(パンフレット、副読本等)	a, b, h, s, t, u, v, w, z, aa, ae, ah	引き続き実施	静河・気象台・県・市町

⑥関係機関と協力・連携した普及啓発活動の実施 (出前講座、ワークショップ等)	a, b, d, g, h, s, t, u, v, w, z, aa, ab, ae, ah	引き続き実施	静河・気象台・県・ 市町
⑦水位周知河川の拡大の検討	i, p	引き続き実施	県
⑧洪水予報河川、水位周知河川以外の河川について、水害リスク情報の収集と周知方法の充実	f, i, p	引き続き実施	市町

② 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■情報伝達の強化、避難計画等の策定			
①タイムラインの導入の推進	d, af	引き続き実施	静河・長島・県・ 市町
②タイムラインの検証及び改善に向けた見直しの検討	k, l, m, x	引き続き実施	静河・長島・ 気象台・県・市町
③上記②のタイムラインを踏まえた水害対応チェックリストの検証及び改善検討	l, q, t, u, v	引き続き実施	静河・長島・ 気象台・県・市町
④河岸侵食や洗掘により決壊が予想される場合のタイムラインの策定	l, q	引き続き実施	静河・市町
⑤気象庁 HP にて、気象情報の「危険度の色分け」や「警報級の現象」をわかりやすく情報提供	h, t, u, v	引き続き実施	気象台
⑥発表の対象区域や避難の切迫性等が首長や住民に確実に伝わる洪水予報文、伝達手法の改善	h, v, w, y, ae	引き続き実施	静河・気象台
⑦洪水対応情報伝達演習の実施	h, k, w, x	引き続き実施	静河・気象台・県・ 市町
⑧ホットライン体制の構築	j, o, af	実施済み	静河・長島 気象台・県・市町

⑨ホットラインの連絡訓練	k, l	引き続き実施	静河・長島 気象台・県・市町
⑩要配慮者利用施設の管理者等を対象とした防災情報等の提供	g, h, v, w, ad	引き続き実施	気象台・県・市町
⑪要配慮者利用施設における避難計画の策定及び訓練の促進	n, q, u, aa, ac, ad	引き続き実施	市町
⑫ロールプレイング等の実践的な洪水に関する本部運営訓練や避難訓練の実施	n, q, u, x	引き続き実施	県・市町
⑬きめ細やかな情報連絡・情報共有を密にするための情報連絡室(関係機関との情報ネットワーク<階層別連絡網>)の改善	k, l	引き続き実施	静河・気象台・県・ 市町
⑭洪水時のCCTVカメラによる堤防監視、施設監視の強化	m, v, w, x, y, ah	引き続き実施	静河
⑮避難勧告等の発令を想定した訓練の実施及び発令基準の点検	o, t	引き続き実施	静河・県・市町
⑯避難勧告等発令の判断・伝達マニュアルの検証及び情報共有	o, p, q, v	引き続き実施	市町
⑰避難勧告・指示の発令対象エリアと発令順序等の検討	n, u	引き続き実施	市町
⑱避難行動を円滑に進めるため「大井川総合土砂管理計画」を検討(河床高等の監視)	at	引き続き実施	静河
⑲情報収集要員(リエゾン)の派遣の検討	o	引き続き実施	静河・気象台・県
■避難行動を促す活動			
①住民の避難行動を促すためのスマートフォン等を活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信・普及活動の実施	g, h, s, t, u, v, w, x, y, ae	引き続き実施	静河・気象台・県・ 市町
②避難情報に関する意見交換会の実施	r, t, u	引き続き実施	静河・気象台・県・ 市町

③ 洪水氾濫による被害の軽減のための迅速な水防活動・排水活動の取組

■水防活動の効率化及び水防体制の強化			
①地域が有するポンプ等(消防や建設会社)の活用に向けた情報の整理と共有	ao, al, am	引き続き実施	静河・県・市町
②水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	ah	引き続き実施	市町
③関係機関が連携した実働水防訓練、重要水防箇所等の合同点検の実施	ag, ah, ai	引き続き実施	静河・県・市町
④地域住民や水防団等が参加する水害リスクの高い箇所の共同点検の実施	s, ah	引き続き定期的に実施	静河・県・市町
⑤国・各自治体が所有する排水ポンプ車等を活用した排水訓練等の実施	al, am	引き続き実施	静河・県・市町
⑥水防組織の維持のため、水防団等への入団促進、水防団等に対する水防技術の伝承のための教材を作成し、団員や小中高等学校への普及啓発活動の実施	ah	引き続き実施	静河・県・市町
⑦迅速な水防活動を支援するためのスマートフォン等を活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報等の普及活動を実施	h, s, t, u, v, w, x, ae	引き続き実施	静河・気象台・県・市町
⑧水防団等の巡視支援のためのCCTVカメラ映像の提供	ah	引き続き実施	静河
⑨迅速かつ的確な水防活動のために水防団等との意見交換会を実施	ah	引き続き実施	静河・県・市町
⑩迅速かつ的確な水防活動のために土のうステーション(備蓄砂置き場等)の設置	ai, aj	引き続き実施	静河・県・市町
■排水計画(案)の見直し及び排水訓練の実施			
①氾濫水を迅速かつ的確に排水するための排水計画(案)の見直し	al	引き続き実施	静河・県・市町
②排水計画(案)に基づく排水訓練及び関係機関との合同訓練等の実施	am	引き続き実施	静河・県・市町
③堤防決壊時の対応(情報伝達、復旧工法の検討、排水計画の検討など)を迅速に実施することを目的に、堤防決壊シミュレーションの実施	al	引き続き実施	静河

■河川における機能の確保			
①樋門・樋管等の施設の確実な点検、巡視の促進、運用体制の確保	an	引き続き実施	県・市町
■ダム等の危機管理型の運用方法の高度化の実施			
①洪水時のダム操作高度化に対する検討	ap	引き続き実施	長島・県・市町

※一覧表を巻末に添付（添付資料）

7. フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

添 付 資 料

〇概ね5年間で実施する取組

○:実施予定 ●:実施継続 ■:実施済み

具体的な取組の柱	事項	具体的な取組	主な内容	目標時期	実施する機関										地域住民
					島田市	焼津市	藤枝市	牧之原市	吉田町	川根本町	静岡県	気象台	長島ダム	静岡河川	
2)ソフト対策の主な取組 ③洪水氾濫による被害の軽減のための迅速な水防活動・排水活動の取組															
■水防活動の効率化及び水防体制の強化															
	①地域が有するポンプ等(消防や建設会社)の活用に向けた情報の整理と共有		・地域所有のポンプ等の情報を収集し、関係機関で情報共有	引き続き実施	●	●	●	●	●	●	●			●	
	②水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施		・無線やメールなどを活用した情報伝達手段の確保 ・情報伝達訓練等の実施	引き続き実施	●	●	●	●	●	●					
	③関係機関が連携した実働水防訓練、重要水防箇所等の合同点検の実施		・実働水防訓練の実施 ・重要水防箇所等の合同点検の実施	引き続き実施	●	●	●	●	●	●	●		●	参加	
	④地域住民や水防団等が参加する水害リスクの高い箇所の共同点検の実施		・水防団等、自治体及び地域住民が参加し、水害リスクの高い箇所の共同点検の実施	引き続き定期的実施	●	●	●		●				●	参加	
	⑤国・各自治体が所有する排水ポンプ車等を活用した排水訓練等の実施		・排水ポンプ車を活用した排水訓練やドローンを活用した浸水被害状況把握のための訓練の実施・参加	引き続き実施	●	●	●	●	●	●	●			●	
	⑥水防組織の維持のため、水防団等への入団促進、水防団等に対する水防技術の伝承のための教材を作成し、団員や小中高等学校への普及啓発活動の実施		・水防団等に対する水防技術の伝承のための教材の作成 ・団員や小中高等学校への普及啓発活動の実施	引き続き実施	●	●	●	●	●	●	●			●	
	⑦迅速な水防活動を支援するためのスマートフォン等を活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の普及活動の実施		・スマートフォン等を活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の普及活動の実施	引き続き実施	●	●	●	●	●	●	●	●		●	
	⑧水防団等の巡視支援のためのCCTVカメラ映像の提供		・水防団等の巡視支援のため、CCTVカメラ映像の提供	引き続き実施	活用	活用	活用	活用	活用	活用	共有			●	
	⑨迅速かつ的確な水防活動のために水防団等との意見交換会を実施		・水防団等との意見交換会	引き続き実施	●	●	●	●	●	●	●			●	
	⑩迅速かつ的確な水防活動のために土のうステーション(備蓄砂置き場等)の設置		・土のうステーション(備蓄砂置き場等)の設置	引き続き実施	○	○	○	○	○	○	○			●	
■排水計画(案)の見直し及び排水訓練の実施															
	①氾濫水を迅速かつ的確に排水するための排水計画(案)の見直し		・排水計画(案)の見直しの実施	引き続き実施	○	●	○	●	●	○	○			●	
	②排水計画(案)に基づく排水訓練及び関係機関との合同訓練等の実施		・排水訓練の実施	引き続き実施	●	●	●	●	●	●	●			●	
	③堤防決壊時の対応(情報伝達、復旧工法の検討、排水計画の検討など)を迅速に実施することを目的に、堤防決壊シミュレーションの実施		・堤防決壊時の対応演習(情報伝達、復旧工法の検討など)	引き続き実施										●	
■河川における機能の確保															
	①樋門・樋管等の施設の確実な点検、巡視の促進、運用体制の確保		・河川管理施設及び市町占用工物については確実な点検保守を実施し、その他許可工物管理者に対しては適切な維持管理と洪水時の操作を指導する	引き続き実施	●	●	●	●	●	●	●			●	
■ダム等の危機管理型の運用方法の高度化の実施															
	①洪水時のダム操作高度化に対する検討		・異常洪水時、防災操作時において洪水時最高水位(サーチャージ水位)を超過するダム操作規則の変更やそれに伴う関係機関との連絡体制の検討	引き続き実施	●						●	●		●	